

○高松市都市計画審議会条例（昭和44年高松市条例第30号）

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、高松市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）市議会議員

（3）関係行政機関の職員

（4）香川県の職員

（5）前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

3 前項第2号から第4号までに掲げる委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長が指名する委員5人以内で組織する。
- 3 前条の規定は、常務委員会の会議について準用する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会に出席し、調査審議事項について意見を述べるができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (昭和44年12月22日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年7月14日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条を第2条とする部分を除く。)は、同年8月10日から施行する。